

## 令和4年第21回住田町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和4年3月4日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第7号  
令和3年度住田町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 2 議案第8号  
令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 3 議案第9号  
令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 4 議案第10号  
令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第11号  
令和3年度住田町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第12号  
令和3年度住田町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第1号  
令和4年度住田町一般会計予算
- 日程第 8 議案第2号  
令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第3号  
令和4年度住田町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第4号  
令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第5号  
令和4年度住田町簡易水道事業会計予算
- 日程第12 議案第6号  
令和4年度住田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（10名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
8番	林崎幸正君	9番	菊池孝君
10番	高橋靖君	12番	瀧本正徳君

欠席議員（2名）

7番	阿部祐一君	11番	菅野浩正君
----	-------	-----	-------

---

地方自治法第121条第1項の規程により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育長	松高正俊君
----	-------	-----	-------

.....

副町長	横澤孝君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	菅野享一君
町民生活課長	紺野勝利君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君
建設課長	佐々木真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	佐々木光彦君
林政課長	千葉純也君	教育次長	多田裕一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	松田英明	係長	高橋京美
--------	------	----	------

---

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第7号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第7号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,413万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ52億1,794万4,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を、第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

1款町税2,333万9,000円の増は、町民税1,777万5,000円の増が主なものであります。

10款地方交付税9,256万3,000円の増は、普通交付税の増によるものであります。

12款分担金及び負担金87万4,000円の減は、地域情報通信基盤施設加入負担金69万9,000円の減が主なものであります。

13款使用料及び手数料230万円の減は、町営住宅使用料121万3,000円の減が

主なものであります。

14款国庫支出金3,017万9,000円の減は、社会資本整備総合交付金968万2,000円の減が主なものであります。

15款県支出金2,390万8,000円の減は、森林病虫害等駆除事業費補助金759万円の減が主なものであります。

16款財産収入1,084万6,000円の減は、町有林流木売払い代金2,367万円の減が主なものであります。

17款寄附金400万円の増は、指定寄附金の増によるものであります。

18款繰入金5,890万3,000円の減は、住田町減債基金繰入金6,617万2,000円の減が主なものであります。

20款諸収入132万4,000円の減は、学校給食費徴収金494万9,000円の減が主なものであります。

21款町債570万円の減は、過疎地域自立促進360万円の減が主なものであります。続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は22ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

1款議会費80万円の減は、職員人件費の減が主なものであります。

2款総務費1億5,829万5,000円の増は、地域情報通信基盤施設整備基金積立金1億1,500万円の計上が主なものであります。

3款民生費2,916万7,000円の減は、介護給付費900万円の減が主なものであります。

4款衛生費3,399万1,000円の減は、消耗品費684万円の減が主なものであります。

6款農林業費5,330万円の減は、町有林素材生産事業委託料の減が主なものであります。

7款商工費1,783万4,000円の減は、使って応援住田チケット発行等業務委託料の減が主なものであります。

8款土木費352万4,000円の増は、下水道事業会計操出金1,920万5,000円の増が主なものであります。

9款消防費1,893万6,000円の減は、大船渡地区消防組合分担金1,306万8,

000円の減が主なものであります。

10款教育費2, 211万8, 000円の減は、住田高校、住田高等学校教育振興事業補助金337万5, 000円の減が主なものであります。

12款交際費は、財源組替によるものであります。

14款予備費19万5, 000円の増は、予算調整によるものであります。

次に、繰越明許費第2表により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、高圧受電設備内機器交換事業、住民交流拠点施設整備事業、仕事・学びの場創出事業、地域情報通信基盤施設放送機器更新事業及び地域情報通信基盤施設支障移転事業、同じく3項戸籍住民基本台帳費、住民情報システム改修事業、3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業、同じく3項災害救助費、応急仮設住宅解体等事業、9款消防費、1項消防費、移動系無線設備更新事業及び防災行政無線修繕事業は、実施期間に日数を要するため繰越しし、予算を執行し、予算執行を行おうとするものであります。

次に、債務負担行為の補正を第3表により御説明いたします。

7ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。

庁舎等建物清掃委託を追加しようとするもので、期間は令和4年度、限度額は583万1, 000円であります。

次に、地方債の補正を第4表により御説明いたします。

8ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。

変更は、次の3事業であります。

種山ヶ原水道施設整備事業を40万円減額し360万円に、消防団車両整備事業を170万円減額し1, 430万円に、過疎地域自立促進事業を360万円減額し6, 024万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1点お伺いたします。

31ページ、歳出、4款衛生費の3目予防費についてお伺いたします。

この中に、今月予定をされております、5歳から11歳による新型コロナワクチン接種事業が経費として盛り込まれているものか、確認をさせていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの御質問の、小児のワクチン接種に係る経費が含まれているかという御質問でございますが、今回の補正にはその経費は含まれております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 3点伺います。

13ページ、13款使用料及び手数料の1項使用料の5目土木使用料の2節住宅費使用料121万3,000円について伺います。

これは町営住宅の住み替えなどに関する費用というか、そういうことだと思うんですが、まちの収入が120万以上も減額になっているということで、具体的にどのようなことなのか伺いたいと思います。

それから2点目。

36ページ、8款土木費、1項道路橋梁費の2目道路維持費の14節工事請負費88万円の減について伺います。

これは町道の整備などに関することだと思いますが、整備や管理などに関することだと思いますが、今年、非常に雪が多くて解けなかったというような状況がありました。そういう雪道の町道の管理、これをどういうふうにされているのか伺いたいと思います。

それからもう1点。

37ページ、8款土木費の4項水道、下水道費の1目下水道費の27節の操出金1,920万6,000円について伺います。

この操出金ですけれども、毎年このように出るようなものではないというふうに伺っております。また、私の個人的なあれですけれども、すごく高額だなというふうに思いました。そこで、どういう性質のものでなぜ今回、なぜ2,000万円近い額の補正なのかということについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 荻原議員の3点の質問にお答えいたします。

まず、住宅使用料の関係でございます。

御質問のとおり、住み替えを3年度に行いましたので、町営住宅にお住まいの単身高齢者の方々へ住宅の住み替えのあっせんをいたしました。そういった中で、入居先を確保しながら住み替えを図ったものですから、募集などは控えながら空きの住宅を確保して住み替えを推進したところでございます。それに係る減額となっております。

あと、2点目の町道の除雪の関係の、雪の道路の管理ということであります。

除雪につきましては、降雪時の除雪のほかに、道路の現場の状況に応じまして補完的な除雪を行うなどして対処しているところでございます。

3点目の下水道事業の操出金の内容に関してでございます。

今回の操出金は、操り出しの基準となっております分流式下水道等に要する経費、これが決算により増額見込みとなったものから、増額見込みとなったことが主な原因でございます。

分流式下水道に要する経費につきましては、適正な使用料を徴収しても経費がその料金分を上回る部分に対して認められる操出金でございます。それで今回増額をしたというところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） よろしいですか。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、1点目と2点目について続けて伺いたいと思います。

この空き部屋を確保しながらというようなことでいろいろ経費もかかったということですが、そもそもの目的である住み替えの進展、これはどうだったのか。清水沢、それから火石、全戸入居、高齢者できたのかどうか、それについて伺いたいと思います。

それから、2点目について。

雪道の管理についてされているということですが、もう少し見回りとか、パトロールについてどういうふうになっているのか。それから、雪道で最近は少なくなったんですけども、町内にもバイクの利用者がいらっしゃいます。そういう方々に対する配慮とかそういうのも大切じゃないかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（佐々木 真君） 住み替えの状況につきましてでありますけれども、高齢者住宅火石住宅につきましては、3軒入居されております。あと、清水沢団地につきましては、4戸のうち現在2戸の方が入居されておまして、もう1軒につきましては今お話をさせていただいて前向きに検討をいただいているところであります。あと、もう1戸空いておりますけれども、町の政策の空きといいますか、看護師の募集もしておりますので、そういった部分への確保という部分でもあります。

あと、2点目の雪道の管理というところでありますけれども、降雪のあった際は、その除雪の状況等担当者が出向いてパトロールをしておりますし、また、道路維持班のほうも順次巡回しておりますので、そういった中で状況を確認しているところでございます。

その雪道のバイクの通行への配慮というような部分で、道路への雪出しをして、雪出しがあったりすると、危険、凍結の原因になるというような部分も見られますので、そういった部分は毎年、チラシ、テレビで、雪出しは道路のほうには危険なので控えてくださいというようなお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） では最初の1点目についてだけ、最後に質問いたします。

清水沢、火石については1戸まだ空いてるけれども、それもいろいろと取組はあるということだと思います。その家というか住宅に関してはそうなんです、それでは反対のほうの、その住み替えをされるその住民というか町民の方の中には、何ていうか、住み替えに取り残されていくというか、そういうような方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはおいおい解決されていく方向にあるのか、その辺の配慮とか取組について伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長。

○建設課長（佐々木 真君） お答えいたします。

住み替えの取り残されというのは、老朽化した住宅ではあるがまだ住み替えが進んでいないというようなことかと理解いたしましたけれども、老朽化している住宅の住み替えにつきましても、高齢者単身住宅と同じように現在、住み替えをあっせんしているところでございまして、意向を伺いながら住み替えをあっせんしているところでございます。

以上です。



○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 2点お伺いいたします。

6ページの繰越明許費に、3款の民生費のところに、災害救助費の応急仮設住宅の解体に関わってお尋ねをいたします。

この表では7,663万7,000円。これは中上仮設についてだと思のですが、当初予算、令和3年度当初予算から今までの補正を加えますと約8,000万かというふうに思います。この中上団地のほかに本町団地、火石団地もあるわけですが、これらの解体費というのがそれぞれ幾らで、大体合計幾らぐらいになると予想をしているのか、お尋ねをいたします。

それから、24ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、14節の工事請負費1,658万8,000円という、仕事・学びの場新築工事に関わってお尋ねをいたします。

私ども議会のほうに、仕事・学び場のその創出事業の収支計画を出してほしいということをお願いをした経緯がございまして、その収支計画を見ますとその人件費、運営にかかる人件費というのは含まれていないわけでありまして。今後検討するということですが、こういう事業というのがあり得るのでしょうか。仮にこれ、地域おこし協力隊を雇用する場合であれば交付税措置となるため黒字となるというふうに記しておりますけれども、この地域おこし協力隊の事業というのは国の事業ですのでいつやめるかも分かりません。こういう不安定なことの収支計画で、この事業そのものが成り立っていくのかということをお尋ねいたします。

以上。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田研君。

○総務課長（山田 研君） 私のほうからは、1点目の応急仮設住宅解体等事業の関係でございます。

ここに計上してある金額については、工事費でございます。中上の仮設住宅にかかるものでございまして、中上団地の家屋の解体工事費は3,200万円ほどとなっております。あと、敷地の舗装の部分、この解体工事が2,610万円ほどとなっております。あとは補正予算で追加した分でございます。小学校の第2校舎、トイレ、渡り廊下、これらの部分が1,850万円ほどとなっております。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは私のほうから、1点目の繰越事業の部分についてですが、本町と火石の分異なりますが、まず火石の分につきましては、道路の対象地ということでそちらのほうの工事に掛りましたので、その分は既に終わっております。本町につきましては、仕事・学びの場事業の中で、解体と建設工事一括での発注を計画しておりますので、おおよそ1,000万ぐらいという見積りはしているところではございますが、工事費全体に関わることとなりますので、このぐらいという説明で御理解いただければと思います。

あと、2点目の仕事・学び場の関係でございます。

御質問いただいた運営に関しましては、現在、御質問のとおり、地域おこし協力隊を雇用しましてその運営をしていこうというふうに検討、計画しているところでございます。その通り、趣旨という部分になりますけれども、できるだけそういった経常経費としてかかる部分を国からの支援金、交付税の措置といったものを活用しながら経費の削減を開始当初は試んでいきたいなど。その状況を見ながら、またより効果的な運用方法があれば併せて検討していきたいというふうに思っております。当初についてはそのような予定で考えているところではございまして、確かに国の事業ということで確約されない部分はあるかと思いますが、基本的には今の制度を勘案しまして、3年間はそこで費用措置されるという見込みで考えておりますので、その中で運営を考えているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 仮設住宅の解体に関わって再度確認をしていきたいと思っております。

そうしますと、大体中上団地に関しては、舗装であるとか建物であるとか、そういう絡みでは大体6,000万ぐらいということですね。それから本町に関しては、大体1,000万ぐらいが建物とかのところでかかるであろうと。それで、火石に関しては補償があるのでそれがプラスマイナスゼロといったような形で理解をいたしました。

そうしますと、大体中上と本町で7,000万ぐらい解体費には実質かかっているということだと思んですが、昨日の8番議員のその質問の中で、仮設住宅の設置に関わる収支を問われた際に、大体建設費とかあるいはモアトゥリーズの支援金とかを差し引きますと、大体1億4,000万ぐらいが赤字といいますか、そういう形になるということですが、これに、実際には町の解体費が加わるということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） そのようになります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、3点になります。

第1点は、14ページの、14款国庫支出金、2目の民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金に、保育士等処遇改善臨時特例交付金16万2,000円が措置されました。金額は小さいんですけども、これは政府の目玉で、今年2月からのケア労働者の処遇改善に対するものであろうと思います。保育などで自治体による対応ということであらうと思いますが、この処遇改善の率並びに月額の支給額をどれぐらい見て、賃金改定の時期を何月から見ているのか、その点確認させていただきます。

2点目は、35ページ、35ページです。

7款の商工費、1項の商工費の中の2目の商工振興費で、12節の委託料で、使って応援住田チケット発行等業務委託料下のECサイトの販売事業のところでは個々の金額が入っていないわけでありましたが、810万1,000円ほど減額補正になっております。これは地方創成臨時交付金の活用関連なわけでありまして、行政の予算執行は年度年度執行ということになって、3年度中に全額活用できない部分で減額なさただろうと思いますけども、コロナ対策をはじめ住民の暮らしと営業を守る取組に優先して活用する交付金ということで、フルに活用できるような取組をなさればいいのではないかとこのうなことで、減額補正はしたもの、今後の地域創生の特別交付金の使い道の検討の状況を確認させていただきます。

3点目は、42ページです。

10款教育費、6項保健体育費、2目の体育施設費の11節に、工事請負費運動公園の野球場内野補修工事費が212万円減額になっておりまして、これは春に、去年の春に、野球場の内野の土の入替えをした残金だろうと思うんです。併せて、今年行われるマスターズ大会の軟式野球場に、を受け入れるに当たって、競技団体の野球協会から、野球場の施設整備の改修の要望申入れ等も出ているのではないかと思います。残額が出たのであればそれらに用途変更等や組替えで、全国から来るマスターズの選手を迎え入れる野球場の補修に使用することはできなかったのかなと感じたものですから、その点をお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 私からは1点目と3点目につきましてお答えしたいと思います。

1点目の処遇改善でございますけれども、これはその使途といたしまして、世田米地区でやっております放課後児童クラブの職員の方への処遇改善ということに使途として考えてお

ります。実際には委託費でお支払いしております、2月分、3月分の2か月分の賃金の分に  
あてはめたい、あてはめるといふか、やりたいと思っております。具体的な金額につきましては、  
ちょっと個人個人それぞれの職員の方違うものですが、数千円単位でございます。

それから、3点目のグラウンドの維持に関してということで、修繕に関してでございます  
けれども、当然マスターズのほうに、開催されるので改良してくれというふうなお申し出は  
いただいております。ただ、当然予算でございますのでそれぞれの用途確定しております。  
なかなか予算が、何ていうか、執行残が出たからといってすぐというわけには考えておりま  
せん。緊急性それから必要性を考慮して、今年度では必要ないなというふうに判断して今年  
度は執行いたしませんでした。

来年度以降につきましては、またこのあと当初予算の際に御審議いただくわけございま  
すけれども、当然選手の皆さんの安全、それから健康面等考慮して改修等については実施し  
たいと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長（佐々木光彦君） 私のほうからは、2点目の、使って応援住田チケット発行等業  
務委託料の関係についてお答えをしたいと思います。

この事業はコロナの経済対策というところで始めたものでございますけれども、当初の見積  
額としましては8,890万円という見積額でございましたが、実績報告の段階で換金率が  
100%にならないという関係もございまして、換金率99.65%だったわけですが、  
その換金率が100%にならないとか、あとはチケットとかカタログの印刷代の契約、差額  
といった部分もございまして、実績額としましては8,058万円ほどとなっているもので  
ございます。御存じのとおり、すみチケの利用が8月1日から1月31日までの利用という  
ことで、事業者さんの換金が済んだのが最終が2月10日ということになっております。2  
月10日で締めまして、商工会のほうから事業実績報告書ということで完了であがってきた  
部分が2月16日となっておりますので、そこで残が確認できるわけですが、そこから  
新たな事業を構築して実施をしてという部分はなかなかこの交付金の、3月いっぱいまで  
完了するという決まりがございまして、そういった中での事業が、残金についての事業と  
いう部分が、構築するというのは難しかったという状況でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、1点目の保育士等処遇改善臨時特別交付金の処遇改善の関係であります、学童クラブの関係ということで、それでは残された、国で示している部分では、看護、介護、保育士、学童保育などの職員を対象に、主に3%程度で、月額平均9,000円の引き上げというものが示されておまして、申請が必要なことで、2月がその期限になっているようですけども、2月からの賃金改定が間に合わない場合は、2月分と3月分は後で、一時金での支給を認めているという通達があったやに見受けているものですから、残りの学童保育以外の、まちで雇用している部分の、保育士の皆さんの処遇改善については、どのような扱いで考えて、取り扱っているか確認させていただきます。

あと、二つ目の、地方創成臨時交付金の活用の関係で、今後とも町内における住民の暮らしとか営業の部分では、事業者への支援の検討を続けていかなければならないんだろうと考えておるわけですが、今後のすみチケ経済対策を終えた段階で、これから先の部分の、この交付金を活用した事業の在り方、取組の検討が進んでいるのかどうか、確認させていただきます。

あと、3点目の野球場の改修の件については、先にスポーツ庁やスポーツ団体関係者が現地を見て、今回の岩手で開催するマスター競技は、復興の状況を見て県民に元気を与えるための大会でもあるので、過度にお金をかける必要はないという話はなさってはおりましてけども、最低限、競技をすることに支障のないように対応することが大切だろうと思います。県内の沿岸地区で迎え入れる各市町とも、それに向けての、新年度に向けた予算等も措置しているようでありますから、改めてその辺のところを確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 1点目と3点目につきましてお答えいたします。

1点目の処遇改善に関してでございますけれども、これにつきましては、放課後学童クラブにつきましては、町のほうから委託しておりますので、月額で町のほうから賃金等をお支払いしているわけではございませんので、清算の段階で、処遇改善された分、具体的には賃金、月額で上がった分につきまして清算してお支払いしたいと考えております。また、これにつきましては、令和4年度以降も継続するというようになっておりますので、令和4年度以降も継続したいと考えております。

それから、3点目の野球場の整備についてでございますけれども、佐々木春一議員御指摘のとおり、過度な接待、それから過度な改修は必要ないということでございます。また、一方で、せっかく遠方から住田町にお越しいただきました選手の皆様が、気持ちよくというか、

快適にプレーできるような対策は、新年度したいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうからは2点目の、地方創成臨時交付金の関係についてお答えをしたいと思います。

今後の支援の検討はなされているのかという御質問でございましたけども、昨日、一昨日か、一昨日の一般質問で水野議員のほうにもお答えをしておりましたけども、いずれ、現在商工会と町とでアンケート調査を実施をしております。その中で、経営への影響がどうなのかとか、国、県、様々な機関からの支援をどのように活用しているのかとか、あと、今後どのような支援を必要としているかというようなことについても、アンケートの中で調査をしたいと思っておりますので、そういった中身を分析をしながら、町内事業者の皆様の声に耳を傾けながらということになりますけども、そういったことを参考に、今後どういった支援策がとれるのかというのを検討をしていきたいというふうに考えておりますし、あとは、国のほうからのメニューという部分も、新しい経済対策の部分についての詳しいメニューというのがまだ示されていないという段階でもございますので、引き続き、その国の動向を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございせんか。

4番、佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 24ページ、2款総務費、1項5目14節応急仮設住宅、さっき6番議員も質問いたしましたんですけども、これはまだ住民説明会がコロナの関係で開かれてないんですけども、それは、いつ頃住民説明会をするのか、お伺いいたします。

それから、2点目は、34ページ、6款農林費、2目7節報償費の部分で、鹿の有害捕獲事業費で595万5,000円減額になっているわけなんですけども、これ頭数の関係かなと思いますけども、その辺どうなっているのか、お伺いいたします。

それから、同じページの、12節キノコ原木処理の部分ですが、これも申請から11年目になっているわけなんですけども、いまだに処理されてないという部分があります。これはいつ頃処理される予定なのか、お伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私からは、1点目の仕事・学びの場の説明ということでよろしいですね。

当初2月に開催を予定しておりましたが、そのとおり、コロナの拡大ということで残念ながら見送らせていただいております。まだこの状況が落ち着いているような感じはちょっと見えませんので、その状況を見ながら、開催については検討を続けたいと思いますし、また別な方法で、お知らせだったり、何か地元の中心に意見交換できるような場が設けられれば考えたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） まずは鹿の有害捕獲の関係でございます。

議員おっしゃるとおり、捕獲数の当初予算に比べて少なくなったという関係でございます。

特に鹿の部分ですけれども、当初予算では1,450頭分を見てました。実績としましては、今現在で1,039頭ということです。当初で1,450頭見てるのは、昨年度1,300を超えてましたので、それ以上の予算化をさせていただいたということです。1,000頭を超えて今年度も捕獲をしていますということです。

次に、キノコ原木の関係でございますが、これは放射能汚染での処理ということではなくて、新たに始めようとする方に対する、試験的にやろうということで実施しているものであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木信一君。

○4番（佐々木信一君） 1点目の応急仮設の工事委託の部分なんですけれども、やはりこれは住民にきちんと説明した上で工事を進めるべきではないかなと私は思いますので、その辺、同じ進めるに当たっても、やはり住民が納得するようなことでなければ進められないかなと私は思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

それから、鹿の部分ですけれども、1,039頭という部分ですが、やはりこのくらいの頭数が獲れるというかいるということは、少しく、ジビエのほうにもやっぱり力を入れるべきじゃないのかなと思います。毎年1,000頭以上捕獲しているわけなので、これを加工にしてある程度ジビエにすれば、またそれなりの収入も得られると思いますので、その辺検討をお願いいたしたいと思います。

キノコのほうは分かりました。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 佐々木信一議員のおっしゃるとおりというふうに承知しておりますので、できるだけ住民の方々と意見交換した後に、きちんとしていきたいと考えてお

ります。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 私のほうからは、そのジビエの利用の関係ということでお答えをしたいと思います。

いずれジビエにつきましては、現在情報収集、研究等をしている段階でございますけども、いずれその食用にするための、鹿を食用で捕獲するためのその技術力ということとか、ハンターさんとの協力とか、あるいはその捕獲した後の処理施設、加工するまでのシステムづくりというような部分も、かなりこの難しいハードルがありますし、あとはその、そもそも出荷制限の解除の問題ですね、その部分もクリアしないといけない部分はもうございますので、様々そのクリアをしなければいけない課題がありますので、そこら辺の部分も検討しながら情報収集をしている段階というところでございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1番、水野正勝であります。

令和3年度住田町一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

今回の一般会計補正予算に組み込まれました、5歳から11歳の子供への新型コロナワクチン接種事業に関わる全ての予算のみに対し、反対の立場を表します。

反対の理由は2点であります。

1点目は、健康な子供にワクチンを接種する意義と必要性がないことであります。

ワクチンの一番の目的は、感染による重症化や死亡を防ぐことにあります。しかしながら、子供の新型コロナウイルスによる感染は、無症状か軽症で自然に治癒することが多く、重症化するリスクは著しく低いため、死亡するリスクはほぼありません。厚生労働省のデータによりますと、未成年者のコロナ感染死はこれまでに4人おりますが、そのうち3人はもともと重度の基礎疾患があったことが分かっています。そしてもう一人は事故で亡くなり、その後のPCR検査で陽性反応が出たことからコロナ死扱いとされています。また、10歳未満の児童における、コロナを起因とする重症者、死者数はいまだゼロ人のままとっております。



す。

令和4年2月10日に開催された厚生労働省厚生科学審議会では、子供へのコロナワクチンによる予防効果の根拠は未確定との結論が出されており、子供へのワクチン接種をすることによる家族や同居高齢者等への感染予防効果や重症化予防効果においても、それを裏づける明確な根拠はいまだ存在していないものと捉えます。

これらの理由により、健康な子供にワクチンを接種する意義と必要性はないものと考えます。

2点目は、新型コロナワクチンの中長期的な安全性が担保されていないことであります。

新型コロナワクチンは緊急時の使用許可を得た特例承認医薬品に位置づけられており、医薬品添付文書の左上には劇薬と記載され、上段の説明文におきましては、本剤は特例承認されたものであり、承認時において長期安全性等に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中であると明記されています。実際に治験は今も継続中であり、現在は第Ⅳ相、臨床試験中となっています。このようなコロナワクチンの特例承認医薬品としての実情を踏まえ、厚生労働省は審議結果報告書の中に、接種後長期の十分な安全データが得られていないことには留意が必要であるとの記載をしております。ワクチンの安全性を確認する手続を特例承認で省略したため、厚生労働省も今後数年にわたって何が起こるか分からないまま接種を推し進めているのが現在の状況であります。

実際に、国内におけるワクチン接種後の有害事象疑いとして医師が厚生労働省に報告した事例によりますと、2022年1月21日時点で、死亡者数は1,444名、重症者もしくは重篤な症状が出た患者数は6,349名であり、そのうち未成年者は、重篤者が387名、後遺症は8名、死亡者5名となっています。いずれも厚生労働省のホームページにて確認できる情報であります。

海外に目を向けますと、米国におきまして、5歳から11歳のメッセンジャーRNAワクチンの副反応調査が公表されており、調査対象者は、ファイザー1回目4万2,504名、2回目2万9,899名であります。

主な有害事象として、痛み、発赤、腫れ、かゆみ、だるさ、頭痛、発熱など様々な事例が報告され、特にも注目すべき点は、1回目接種後5.1%、2回後7.4%の方が日常生活に支障。1回目接種後7.9%、2回後10.9%の方が学校へ登校できないといった報告がされています。

これらを踏まえまして、未成年者においては、明確なまでに新型コロナウイルス感染によ

る被害よりも、新型コロナワクチン接種後の有害事象疑いのほうが上回っているものと捉えます。

今後何十年と先の将来があり、心身の健やかな成長とともに、これからさらに人体の仕組みも変化していく子供たちの医薬品は、成人はもとより、高齢者に対するものよりも厳しい基準をクリアした、特段安全で安心なものでなければならないと思います。したがって、こうしました新型コロナワクチンの実情を踏まえ、未成年者への中長期的な安全性はいまだ決して担保されていないものと考えます。

以上、2点の理由により、令和3年度住田町一般会計補正予算5歳から11歳の子供への新型コロナワクチン接種事業に関わる全ての予算にのみ対し、反対とする立場を取らせていただきます。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 私は、一般会計補正予算に関わって、先ほどはワクチンでございましたが、私は仕事・学びの場創出事業に関わって反対をいたします。

まず、担当課担当者の皆様には、一生懸命業務を遂行していただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

本事業に私が反対する理由は、本議会に提案、議案を上程する前の段階、いわゆる最終判断をする3役の判断に起因するものであります。

反対理由の詳細をこれから申し上げます。

1点目は、ふだん町民との共同が必要とっております。先ほど4番議員からも質問がございましたが、本事業の予算化をする前に、地元や関係機関、議会との十分な協議がなされず、本事業を進めようとしております。今まで行ってきた、上有住地区公民館、現在進行中の滝観洞受付等建築に当たっての、町民の共通理解を得る方法とは異なります。こう決まりましたではなく、このように考えていますが、皆さんとともに話し合いたいではなくては町民との信頼関係は築けないと思います。

2点目です。

仕事・学び場創出の目的には私は賛成であります。ただ、この運び方であるとかその辺が

問題であるということを描きたいと思ひます。光ファイバー網を全国に先駆けて張り巡らし、各家庭でのネット環境や防災行政無線、住田テレビ放送の実現などは高い評価に値するものであります。しかしながら今まで描きたとおひ、その後のテレワーク等の生かし方がなされず、先行自治体から10年も遅れているというのが現状です。やるからには、先行する自治体に負けない魅力あるものとし、選ばれる住田町にしなければいけません。今までの説明を聞く限り、その研究が不足していると思ひます。

3点目でございます。

質問をさせていただきましたが、収支計画は人件費、恐らくこれは2人、地域おこし隊1人では間に合いません、お休みとかありますので。そうしますと、2人ぐらいやりますと、まあ年間400万ぐらいかけたとして800万ぐらいは必要になるわけですが、それも含めず地域おこし協力隊雇用による国の交付税措置を当てにした黒字であり、国の施策は継続保証はなく、厳しい現実を直視したものではないと思ひます。

4点目であります。

本事業を本町団地に計画する理由として、大震災の後方支援や仮設住宅等の震災の記憶と記録を後世に残す、あるいは被災者支援に関わっていただいた企業、団体等とのつながりの継続、輪を広げるとあります。これは利用者及びユーザー側に立った視点ではなく、自分たちの立場の理由であります。ユーザー側の、使う立場の方々の視点が欠けているというふうには言わざるを得ません。本事業の目的である、仕事・学び場の創出は、これから町がやらなければならないデジタル変革と軌を一にするものであります。単につくるのではなく、これから到来するローカル5Gの時代やデジタル変革の視点から、どういうまちづくりをデザインするのかという構想こそ重要であります。

5点目です。

まちがこれから計画する、蔵等のまち家フル活用計画や生活改善センターと農林会館を含む庁舎周辺整備計画との整合性や利便性、採算制並びに仮称新昭和橋完成後の世田米商店街のにぎわい創出等の観点から、十分な議論が尽くされておひません。

6点目です。

仮設住宅17棟のうち、10棟分の木材を再利用する考えであります、解体した木材を使う設計であることから、プランニング自体に自由度がなく、魅力的な建築物とはなっておりません。森林・林業日本一を目指すまちにふさわしい庁舎、住田分署、上有住地区公民館に次ぐ木造建築のランドマーク的建築物とすべきであります。

7点目です。

最後になりますが、成功する一つは、完成後の維持管理費が安く管理が容易であること、他の既存施設との相乗効果が見込まれること、町民との交流が容易であることが挙げられると思います。まち家世田米駅土蔵2を解体し、その跡地にスペースを考慮し、総2階建ての仕事・学びの場、木造建築を建て、1階に共用スペース、サテライトオフィス、2階にシェアハウス等を配置するとの考えがあってもよいのではないのでしょうか。SUMICAと連携し、同指定管理により経費節減を図り、まち家世田米駅との連動により、テラスや和室、簡易宿泊等の利用と相乗効果を上げ、ひいては商店街の活性化に資することもありではないかと思います。駐車場不足については、仮称新昭和橋、健幸、健幸の幸は幸せであります、健幸の道を生かした散策コースで生活改善センターを利用する等が考えられると思います。

以上、7点の理由から、仕事・学び場の創出に係る、今一般会計補正予算に反対するものであります。

御理解を賜り、各議員諸氏の御賛同をお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今回の一般会計補正予算、賛成の立場で発言をいたします。

現在置かれているまちの状況は、新型コロナ禍において、コロナ危機が始まって以来、町内においても一番深刻になっている状況であると思います。そうした事態において、現在の危機的状況を町民に正しく認識させるよう強く発信されたこと、それからオミクロン株による感染拡大の中で取組の全体像の見直しを含めて全般的な対応方針が明確にされていること、これらによって町民の不安を解消するために、3回目のワクチン接種に取り組んでいる。あるいは最近、教育・保育施設でのクラスターも受けて、5歳から11歳への接種の取組も示されました。いろいろ課題や問題点もありますけれども、丁寧に町民に説明をしながら理解を得て、今後ともこの事業に取り組んでほしいと望むものであります。今回の補正は年度の、年度末ということもあって、予算の最終的な補正になるわけですが、その中でも、追加予算で提案されたまち家世田米駅敷地内の蔵関連の整備に対する補正予算では、隣接する地域住民や利用者からも安全性について指摘があり、早期に蔵のあり方を検討、示してほしいというようなこともあり、それに取り組む設計の予算が措置されておりますので、早期に精工しながら、まち家世田米駅全体が安全な施設になるように取組を期待するものであります。

二つ目は、仕事・学び場の創出事業関係の予算が追加されて、建設予定の場所の敷地の改

良が主な補正であります。この事業は、まちの職員が英知を結集しながら、これからのまちの取組に中心になる、あるいは全国に発信する拠点としての考え方をまとめて取り組む姿勢が伺われました。いずれこれからの建設事業の運営には、問題点や課題も多くあることは同僚議員からも指摘されておりますが、東日本大震災から11年を経過している今、住田町の後方支援の心を今後のまちづくりにつなぐ、あるいは、全国に住田を発信、町民の交流、関係人口創出を進め、大きな課題である人口減少に対応するまちづくりを、大きく前進するために、今後とも問題点、課題を整理し、取り組んでほしいと希望するものであります。

終わりに、町民との共同活動、共生のまちづくりを目指した行財政運営を期待して、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、討論を終わります。

これから、議案第7号 令和3年度住田町一般会計補正予算第8号を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時22分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第2 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第8号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第8号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,163万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,315万6,000円とするものであります。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

はじめに、歳入について御説明いたします。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2.歳入を御覧ください。

1款国民健康保険税178万2,000円の減は、一般被保険者国民健康保険税の減によるものであります。

3款県支出金2,340万6,000円の増は、普通交付金2,500万円の増と、特別交付金159万4,000円の減によるものであります。

4款財産収入1万1,000円の増は、基金運用収入の増によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3.歳出を御覧ください。

1款総務費60万5,000円の増は、一般管理費66万5,000円の増と、運営協議会費6万円の減によるものであります。

2款保険給付費、2,500万円の増は、療養諸費2,100万円の増と、高額療養費400万円の増によるものであります。

3款国民健康保険事業費納付金249万5,000円の減は、一般被保険者医療給付費分の減によるものであります。

5款保健事業費159万4,000円の減は、特定健康診査等事業費の減によるものであります。

6款基金積立金1万1,000円の増は、基金運用収入積立金の増によるものであります。

8款諸支出金10万8,000円の増は、償還金の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

次に、議案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第9号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第9号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ4,239万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億408万8,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2.歳入を御覧ください。

1款保険料、1項介護保険料446万円の増は、第1号被保険者特別徴収保険料140万円の減、普通徴収保険料184万6,000円の増であります。

2款使用料及び手数料、1項手数料9,000円の増は、督促手数料の増であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金801万9,000円の減は、介護給付費負担金の減。同じく、2項国庫補助金1,403万5,000円の増は、調整交付金1,446万7,000円の増、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）6万円の増、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合支援事業以外）46万9,000円の減、保険者機能強化推進交付金2万8,000円の減、介護保険保険者努力支援交付金5,000円の増であります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金1,220万7,000円の減は、介護給付費交付金1,227万4,000円の減が主なものであります。

5款県支出金、1項県負担金675万5,000円の減は、介護給付費負担金の減。同じく2項県補助金20万4,000円の減は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合支援事業以外）24万4,000円の減が主なものであります。

6款財産収入、1項財産運用収入2万4,000円の増は、基金運用収入の増であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金659万4,000円の減は、介護給付費繰入金568万2,000円の減、低所得者保険料軽減繰入金21万9,000円の減が主なものであります。同じく2項基金繰入金2,313万7,000円の減は、介護給付費準備基金繰入金の減であります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3.歳出を御覧ください。

1項総務費、失礼しました。1款総務費、1項総務管理費2万5,000円の減は、介護保険認定支援事務支援システム用端末賃借料の減。同じく2項徴収費5万円の減は、印刷製



本費の減、同じく認定調査費187万円の増は、主治医意見書作成料の増。同じく4款、すみません。失礼しました。18万7,000円です。失礼しました。18万7,000円の増は、主治医意見書作成料の増、同じく認定審査会費15万7,000円の減は、広域連合負担金の減であります。

2款保険給付費、1項介護等給付費4,546万2,000円の減は、介護給付費3,608万7,000円の減、高額介護サービス費等166万4,000円の減、特定入所介護サービス費等777万1,000円の減が主なものであります。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金は財源組替であります。

4款基金積立金、1項基金積立金409万3,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増であります。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業122万5,000円の減は、生活支援コーディネーター設置事業委託料54万8,000円の減、家族介護用品購入費助成金24万6,000円の減が主なものであります。同じく2項介護予防・生活支援サービス事業29万9,000円の増は、介護予防ケアマネジメント業務委託料の増であります。同じく3項一般介護予防6万1,000円の減は、地域リハビリテーション活動支援事業委託料の減であります。同じく4項その他諸費6,000円の増は、審査支払手数料の増であります。

7款諸支出金、1項償還金利了及び割引料は財源組替によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第10号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第10号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,809万3,000円にしようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

はじめに、歳入について御説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出予算補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料4万円の増は、普通徴収保険料の増によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3. 歳出を御覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4万円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第11号 令和3年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 議案第11号 令和3年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第2条の収益的収入及び支出の予定額の補正は、収入の既決予定額に18万4,000円を増額し、支出の既決予定額から38万3,000円を減額しようとするものであります。

第3条の資本的収入及び支出の予定額の補正は、収入の既決予算額から1,274万9,000円を減額し、支出の既決予定額から1,989万7,000円を減額し、補填財源を改めようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入の増額の補正は、1款2項3目長期前受金戻入による増額で、除却する固定資産の国庫補助金戻入の計上によるものであります。

同じく支出の減額の補正は、1款1項2目配水費及び給水費、同じく4目総係費の委託料の確定見込みによる減額などによるものであります。

資本的収入及び支出の収入の減額の補正は、1款1項1目負担金の減額で、県工事に伴う工事補償金の確定による減額。また、1款2項1目他会計出資金の精査による減額によるものであります。

4ページの、同じく支出の減額の補正は、1款1項2目配水費及び給水費の移設補償工事費の確定による減額によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 令和3年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

起立多数であります。

したがって、議案第11号 令和3年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第12号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第12号 令和3年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 議案第12号 令和3年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第2条の収益的収入及び支出の予定額の補正は、収入の既決予定額に587万2,000円を増額し、支出の既決予定額から100万円を減額しようとするものであります。

第3条の資本的収入の予定額の補正は、既決予定額から351万円を減額し、補填財源を改めようとするものであります。

2ページの、第4条の他会計からの補助金の補正は、一般会計からこの会計へ補助を受けるとする金額を1,920万5,000円増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入の増額の補正は、1款2項2目の他会計補助金を1,920万5,000円増額し、同じく3目長期前受金戻入を1,333万3,000円減額するものであります。

補正する長期前受金戻入は、繰入金の内容確定によるその他戻入の補正で、このことに伴って、汚水資本費の増額により、繰入基準による分流式下水道等に要する経費を増額することによるものでございます。

同じく支出の減額の補正は、1款1項2目処理場施設管理費の委託料の実績見込みによる減額によるものであります。

資本的収入及び支出の収入の減額の補正は、1款2項1目の一般会計出資金の精査による減額によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 令和3年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[起立多数]

起立多数であります。

したがって、議案第12号 令和3年度住田町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7～日程第12 議案第1号～議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第1号 令和4年度住田町一般会計予算、日程第8、議案第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第9、議案第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計予算、日程第10、議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第12、議案第6号 令和4年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、議案第1号から議案第6号まで、各会計の令和4年度予算案について御説明いたします。

まず、議案第1号 令和4年度住田町一般会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

予算総額は歳入歳出それぞれ46億円で、前年度当初予算比2億5,000万円、5.2%の減であります。

歳入歳出予算の款ごとの概要につきましては、第1表、歳入歳出予算で御説明いたします。

債務負担行為につきましては、8ページの第2表、地方債につきましては、9ページの第3表のとおりであります。

一時借入金の最高額につきましては、6億円と定めようとするものであります。

それでは、第1表、歳入歳出予算により、款ごとの概要を御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較については、10ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入を御覧ください。

1款町税は4億6,593万2,000円で、前年度比327万3,000円の減でございますが、個人町民税の減が主なものであります。

2款地方譲与税は7,011万4,000円、3款利子割交付金は42万円、4款配当割交付金は83万円、5款株式等譲渡所得割交付金は71万円、6款法人事業税交付金は400万円、7款地方消費税交付金は1億1,000万円、8款環境性能割交付金は200万円、9款地方特例交付金は120万円、10款地方交付税は23億2,000万円、11款交通安全対策特別交付金は65万円で、いずれも所要の見積額を計上しております。

12款分担金及び負担金は1,008万6,000円で、前年度比13万7,000円の減は、老人保護措置費一部負担金の減が主なものであります。

13款使用料及び手数料は8,962万6,000円で、前年度比164万8,000円の減は、町営住宅使用料の減が主なものであります。

14款国庫支出金は、2億8,476万7,000円で、前年度比3,294万8,000円の増は、社会資本整備総合交付金の増が主なものであります。

15款県支出金は、2億4,770万8,000円で、前年度比1,098万2,000円の減は、衆議院議員総選挙執行委託金の減が主なものであります。

16款財産収入は、5,844万5,000円で、前年度比1,307万6,000円の減、町有林流木売払い代金の減が主なものであります。

17款寄附金は、2,700万1,000円で、前年度比1,100万円の増であります。

18款繰入金は、4億5,595万1,000円で、前年度比2億7,568万4,000円の減は、東日本大震災復興基金繰入金の減が主なものであります。

19款繰越金は、5,087万6,000円で、前年度比736万3,000円の減であります。

20款諸収入は、6,048万4,000円で、前年度比149万9,000円の増であ

ります。町債は、3億3,920万円で、前年度比1,140万円の増は、種山ヶ原水道施設整備の増が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5ページをお開き願います。

なお、前年度当初予算との比較につきましては、11ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳出を御覧ください。

1款議会費は7,205万3,000円で、前年度比55万8,000円の減は、職員人件費の減が主なものであります。

2款総務費は、7億2,599万5,000円で、前年度比1億1,554万4,000円の減は、仕事・学びの場創出事業関連予算の減が主なものであります。

3款民生費は、10億5,052万9,000円で、前年度比1億1,614万8,000円の減は、応急仮設住宅解体等工事費の減が主なものであります。

4款衛生費は、4億1,209万6,000円で、前年度比1,884万8,000円の減は、簡易水道事業会計操出金の減が主なものであります。

5款労働費は、62万9,000円で、前年度と同額であります。

6款農林業費は、4億983万3,000円で、前年度比2,636万6,000円の増は、先端的ハウス解体工事関連予算の計上が主なものであります。

7款商工費は、1億4,296万1,000円で、前年度比6,306万8,000円の増は、種山ヶ原水道施設専用水道膜ろ過施設設置工事費の計上が主なものであります。

8款土木費は、3億6,994万6,000円で、前年度比6,118万6,000円の増は、橋梁補修工事費の計上が主なものであります。

9款消防費は、2億3,901万円で、前年度比、6,801万4,000円の減は、防災行政無線同報系親局設備更新工事費の減が主なものであります。

10款教育費は、4億7,796万8,000円で、前年度比3,432万8,000円の減は、運動公園野球場内野補修工事費の減が主なものであります。

11款災害復旧費は、1万円で、前年度比8,000円の減であります。

12款交際費は、6億7,093万6,000円で、前年度比5,350万1,000円の減は、過疎対策事業債の元金の減が主なものであります。

13款諸支出金は、2,000万円で、前年度比500万円の増であります。

14款予備費は、803万4,000円で、前年度比132万9,000円の増でありま



す。

なお、令和4年度の主な事業につきましては、既に配付しております別冊の、令和4年度一般会計歳入歳出予算の概要と主な事業のとおりとなっております。御確認いただければと思います。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計の概要について御説明いたします。

予算書の97ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6億3,973万7,000円で、前年度当初予算比9万2,000円の増は、保険給付費の増が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額につきましては、3,000万円と定めようとするものであります。

歳入歳出の款ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

次に、議案第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の115ページを御覧ください。

介護保険、保険事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ9億9,944万7,000円で、前年度比2,460万2,000円、2.4%の減は、介護等給付費の減が主なものであります。

介護サービス事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ211万円で、前年度比60万円、39.7%の増は、予防給付ケアマネジメント業務委託料の増が主なものであります。

一時借入金の借入れの最高額については、保険事業勘定において、5,000万円と定めようとするものでございます。

歳入歳出予算ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

次に、議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の139ページを御覧ください。

予算総額は、歳入歳出それぞれ8,994万4,000円で、前年度比1,084万6,000円、13.7%の増は、後期高齢者広域連合納付金の増が主なものであります。

歳入歳出の予算の款ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

次に、議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

業務の予定量は、給水件数1,610件、総給水量40万立方メートルであります。

収益的収支は、収入1億4,649万7,000円、支出1億4,308万2,000円であります。

資本的収支は、収入7,803万5,000円、支出9,651万4,000円であります。

支出に対する不足額1,847万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,704万円より補填するものであります。

その他、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金及び棚卸資産の購入限度額につきましては、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

次に、議案第6号 令和4年度住田町下水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

業務の予定量は、接続戸数660戸、年間総排水量16万7,980立方メートルであります。

収益的収支は、収入1億3,187万9,000円、支出1億2,600万2,000円であります。

資本的収支は、収入4,195万4,000円、支出5,698万3,000円であります。

支出に対する不足額1,502万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額178万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,324万1,000円により補填するものであります。

そのほか、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金につきましては、それぞれ定めるものであります。

款ごとの説明につきましては、省略させていただきます。

以上、議案第1号から議案第6号まで、令和4年度住田町各会計の予算案の説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） お諮りします。

議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までの各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

なお、この予算審査特別委員会は、正・副委員長互選のため、本日本会議散会后、引き続き当議会において招集することといたします。

改めて通知は差し上げませんので、御了承願います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後0時00分

---

